

大型フィダー専用コンテナ船及び孫船の取扱いについて

1. 政策小委員会審議日程(予定)

本件に対する審議は、下記日程を予定。

第1回審議	3月中～下旬	(主要検討課題に関する論点整理)	} 国交省との協議を並行して実施
第2回審議	4月中～下旬	(具体的な取扱い方針の取りまとめ)	
第3回審議	5月上旬	(小委員会意見の最終取りまとめ) → 5月政策委員会報告 → 理事会上程	

2. 主要検討項目等

(1) 大型フィダー専用コンテナ船に関する取扱い

① 検討事項

国と協力して外航コンテナの二次輸送を促進する観点から、大型フィダー専用コンテナ船の建造に関する取扱いを定める。

② 具体的検討事項

ア、 暫定措置事業規程を改正し、大型フィダー専用コンテナ船に関する建造納付金の減額規定を設定する。

イ、 大型フィダー専用コンテナ船に関する条件等の詳細を規定するための理事会決定を設定する。

① 減額後の建造納付金単価等の設定、 ② 船型、構造、航路、積荷等の条件の設定

(2) 暫定措置事業認定船舶の代替建造(孫船)の取扱い

① 検討事項

暫定措置事業の収支が相償うまでには、相当長期間を要することが想定されるが、それに伴い、暫定措置事業認定船舶の代替建造(孫船)問題が提起されていることを踏まえ、その具体的取扱いを定める。

② 具体的検討事項

ア、 暫定措置事業認定船舶は、引当資格を有しておらず、その代替建造に関する規程改正のためには、国交省並びに公正取引委員会の理解を得ることが不可欠であることを踏まえ、その必要性についての理論的整理を行う。

イ、 経年船舶となった暫定措置事業認定船舶の省エネ化・エコシッピング化による船舶の近代化・合理化の促進を図る観点から、暫定措置事業規程を改正し、暫定措置事業認定船舶の代替建造に関する建造納付金の減額規定を設定する。

ウ、 暫定措置事業認定船舶の代替建造に関する条件等の詳細を規定するための理事会決定を設定する。

① 減額後の建造納付金単価等の設定、 ② 近代化・合理化基準の設定、権利性再発生の懸念に対する対応措置、その他関連事項等の設定